

I. 農薬の安全使用

1. 農薬の安全・適正使用

農薬は、農作物を加害する病害虫や雑草を防除し、または農作物の生理機能の増進・抑制に用いられる薬剤であるが、ほとんどの農薬は化学物質であり、生理活性を有している。対象とする農作物の病害虫・雑草以外の人や動物などの生物にも何らかの作用を持っていることから、ラベルに沿って適正に使用しなければならない。

農薬の使用にあたっては、「農薬取締法」(p.407~414)および「農薬を使用するものが遵守すべき基準」(p.415)、「住宅地等における農薬使用について」(p.416~418)などを十分に理解し、必要な事項を遵守する。農薬はラベルの表示に従って使用し、使用する場所、目的に合致した農薬の種類・剤型・散布方法等を選ぶのはもちろんのこと、普段から周辺住民と話し合い、農薬散布について理解を求めておくことも重要である。

(1) 使用者に対する安全

ア 使用前の注意事項

①ラベル表示

農薬のラベルには、その農薬を使用するために必要な事項が表示されているので、登録変更情報に注意するとともに、使用の都度ラベルをよく読んで、使用方法や使用上の注意事項に従って使用する。

②防護装備

例年、マスク、服装など防護装備の不備により農薬中毒事故が発生している。作業を行う際には、保護マスク、保護眼鏡、手袋、帽子、防除衣など農薬の散布に適した防護具を備える。

③防除器具の整備、点検

農薬の散布中に起こる防除器具の故障は事故につながる人が多いので、事前に十分点検する。

④作業者の健康管理

事前に体調を整え、少しでも体調の悪い時、外傷のある時等は散布作業を行わない。

特に、空腹、疲労、睡眠不足、飲酒後、肝機能の低い人、病後、妊娠・生理中の女性は、解毒機能が低下しているので散布作業は行わない。

イ 使用中の注意事項

①散布液の調製

散布液の調製時には濃厚な農薬に触れることが多いので、マスク、手袋、眼鏡などの防護具を装着する。水和剤を開封するときには、袋の底を軽くたたいて粉を下の方に沈め、開封箇所のすぐ下を折ってから、丁寧に開封すると粉立ちが少ない。水和剤などを溶解するときは、一度ゆるい糊状に溶かした後、少量ずつ水を加えて、順次薄めていく方がよい。

②作業時間

農薬の散布は、原則として風のない、涼しい朝夕に行う。日中の暑い時間は、上昇気流が生じ、薬剤が舞い上がりやすくなるほか、疲労が蓄積しやすく事故につながりやすい。

③パイプダスター

散布中のパイプダスターは、風量を調整してホースに張りを持たせ中持ち(パイプを支える)は行わない。

④長時間散布

農薬の散布は、疲労しやすく炎天下での長時間の散布作業は避け、朝夕の涼しい時間を選び、2~3時間ごとに交替して行う。作業は2時間程度を限度とする。また、十分に休憩を取りながら、短時間に集中的に作業を行う。

⑤作業中の喫煙、飲食

散布作業の休憩時に喫煙や飲食をすると、農薬が体に入ることがあるので、なるべく行わないようにする。やむを得ず喫煙や飲食をするときは、手や顔を十分に洗い、うがいをして、散布場所から離れる。

⑥農薬を浴びない工夫

剤型や散布機具等の組み合わせにより、農薬を浴びる量を減らすことができるので適切な剤型や散布機具等を選択する。

⑦施設内での散布

温室、ビニールハウス等の施設内で散布作業を行うときは、施設内に農薬が充満し、散布者への付着、吸入が多くなるので、防護マスクの装着等、特に防護装備を厳重にする。

⑧くん蒸剤、くん煙剤の使用

土壌くん蒸に用いられる揮発しやすい農薬および、施設等においてくん蒸剤、くん煙剤を使用する場合は、防護マスクを装着して作業するとともに、周辺にガス等が漏れないようにする。

⑨農薬が付着したとき

農薬が皮膚についた場合は、直ちに石鹸で洗う。また、農薬をひどく浴びたときは、すぐ水でよく洗うとともに、衣服を替え、入浴やシャワーにより体についた農薬を洗い落とす。

ウ 使用後の注意事項

①保管

農薬は、乾燥した冷暗所に鍵をかけて保管する。また、小分け、容器の移し替えは、誤用、誤飲防止のため絶対に行わない。また、使用しない農薬は産業廃棄物処理業者に委託するなど適正に処分する。

②身体

全身を石鹸でよく洗う。着替えた防除衣は、他の洗濯ものと区別して洗濯する。

③体力の回復

散布後は疲労が激しいので、体力の回復を図り、飲酒は控える。

④体調に異常を感じた時

農薬の散布後、気分が少しでも悪くなったら、医師の診断を受ける。この際、農薬散布の内容と使用薬剤名を告げる。

(2) 農作物に対する安全 (薬害)

農薬を誤った方法で使用すると農作物に薬害が発生する場合がありますので、ラベルをよく読んで使用する。また、品種、生育状況、気象条件、土壌条件等の違い、農薬の混用、近接散布により薬害が発生する場合がありますので注意する。

農薬を適正に散布したにも関わらず、その効果が現れない場合は、同じ農薬を再度散布するのではなく、系統の異なる農薬を使用する。

(3) 農産物に対する安全 (食品)

全ての農薬には、農作物中に基準を超えて農薬が残留しないように適用作物毎に使用回数、使用時期、使用濃度等の使用方法が定められ、登録されている。安全な農産物を生産するためには、最新の登録内容を確認するとともに、有効期限内に使用するなど、使用方法を遵守する。

ア 不適正な農薬使用の原因としては、ラベルを十分に読まず、登録内容を十分に確認しないまま、思いこみにより使用するケースが多いことから、防止対策として、使用前にラベル等で登録内容を十分に熟読し、対象作物、使用量(濃度)、使用時期・回数等を確認した上で使用する。

イ 次に散布する農作物へ影響を及ぼさないよう、散布後の散布器具は十分洗浄する。

ウ 周辺に農作物がある場合は、その生産者と連絡を取り合い、収穫時期がいつになるか、散布予定の農薬が周辺作物にどのような基準値が設定されているかなどについて確認し、飛散防止措置を講ずるとともに、周辺作物への飛散防止に努める。

エ 散布日時、場所、農薬名、散布量、希釈倍率、作物名、使用器具、散布時の天候、風の様子など農薬使用状況について、確実に記録する。

オ A R f Dの設定に伴う変更登録（一部の農薬で適用作物の削除あるいは適用内容の変更が行われている）があった場合、変更後の使用方法に基づいて農薬を使用する必要があることから、最新の農薬に関する情報に留意する。

※A R f D（急性参照用量）は、人がある物質を短時間（24時間以内）摂取しても、健康への悪影響がないと推定される摂取量のこと

【参考】県みらいの農業振興課ホームページ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/18439.html>

なお、以下の5薬剤については有効成分名と総使用回数をカウントする薬剤種類名が異なるので使用にあたっては十分に注意する。

	有効成分名	総使用回数の計数成分名
除草剤	グリホサートイソプロピルアミン塩など	グリホサート
	MCPAナトリウム塩など	MCPA
	2,4PA-Dアミン塩など	2,4PA
	ベンザンナトリウム塩など	ベンタゾン
殺菌剤	イミノクタジン酢酸塩など	イミノクタジン

（４）周辺環境に対する安全

ア 家畜・蚕・ミツバチへの配慮

農薬は、その使用によって家畜や有用昆虫類に影響を及ぼすことがあるので、農薬の散布にあたっては、地域周辺の飼育状況を把握し、畜産農家や養蚕農家、養蜂家と調整する。

特に、ミツバチについては、国が調査した被害事例の大半が水稻のカメムシ防除の時期に水田周辺で発生していたことから、水稻開花期にミツバチが水田周辺に飛来することや、殺虫剤の暴露によりミツバチの被害が生じる可能性があることを踏まえたうえで、被害が生じないように留意すること。

イ 魚介類・水系への配慮

農薬の使用にあたっては、ほ場周辺の地形や、降雨などの気象条件を考慮し、水系への飛散、流入がないように注意する。特に水田においては、農薬散布後1週間は落水、掛け流しはしない。

農薬は一度で使いきれないように調製するが、やむを得ず残った散布液や散布に使用した器具を洗浄した水は、河川等には流さず、散布むらの調整等に使用する。

種子消毒剤等農薬の廃液処理にあたっては、廃液処理装置または簡易廃液処理方法で処理する。なお、残渣は、廃棄物処理業者への処理の委託等により周辺環境や水産動物等に影響を与えないよう安全に処理する。

ウ 空容器、空袋

空容器、空袋等は、廃棄物処理業者への処理の委託等により周辺環境や水産動物等に影響を

与えないよう安全に処理する。

エ 周辺住民等への配慮

農薬散布について、周辺住民に対し防除への理解が得られるように努める。特に広域一斉防除を行うときは、危害防止のため十分な広報対策を講ずるとともに、十分な危被害防止対策を図り、周辺住民に健康被害を及ぼすことがないように細心の注意を払う。

また、農薬の散布にあたっては、周辺にも十分注意し、関係者以外の住民や子供、家畜等が近くにいないことを確かめてから散布する。

なお、土壌くん蒸に用いられる揮発しやすい農薬については、刺激性の強いものがあるので、施用やガス抜きに際しては、周辺に影響を与えないよう十分注意する。

オ 飛散等の少ない防除方法の選択

農薬の剤型、散布機具や散布方法の選択により、飛散の少ない防除を実施する。液剤散布の場合は、ドリフト低減ノズルの利用や散布圧力をかけすぎないように注意する。粉剤散布の場合は、風のない早朝散布に努め、散布圧力をかけすぎないように十分注意する。

なお、飛散が問題となる住宅地周辺や他作物近接地では、粒剤の利用も考慮する。

2. 農薬登録における適用作物名

農薬登録の申請に際し、「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について（平成13年10月10日付け13農産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知）が廃止され、「農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について」（平成31年3月29日付け30消安第6281号農林水産省・消費安全局農産安全管理課長通知）（別紙表1、2を掲載）として改訂された。

適用作物名については、別紙表1、2を参照。

※注1

改訂前の分類で既に登録されている農薬の扱い等について、「農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について」に係るQ&A（農林水産省 農薬のコーナー）を併せて参照して下さい。

- ・「農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について」に係るQ&A
（農林水産省 農薬のコーナー）

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>

また、判断に迷う場合は、農業農村振興事務所農産普及課又はみらいの農業振興課（連絡先p426）までお問い合わせ下さい。